

## 高崎市指定障害児通所支援事業運営要領

### (目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定に基づく児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業（以下「障害児通所支援事業」という。）の実施にあたっては、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）、群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日群馬県条例第94号。以下「基準条例」という。）及び高崎市児童福祉法施行細則（平成18年規則第89号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

### (職員状況の報告)

第2条 指定障害児通所支援事業事業者は、毎年5月1日及び11月1日現在の事業所の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧を、6月1日及び12月1日までに提出するものとする。

### (現員状況の報告)

第3条 事業者（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを運営する事業者に限る）は、毎月1日現在の事業所の利用状況について、「現員状況報告書」（別記様式第1号）により毎月10日までに、報告するものとする。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この要領は、令和4年9月1日から施行する。